

令和 5 年 2 月 1 日

専用利用ご検討の皆様

万代島多目的広場にぎわい創出委員会

新潟市万代島多目的広場  
令和 5 年度冬季長期利用条件のご案内

新潟市万代島多目的広場は令和 3 年度より指定管理者制度を導入し管理・運営を行っておりまます。令和 3、4 年度は昨今を取り巻く社会状況から大規模イベントの実施が出来ず、来場者拡大を行うことはできませんでしたが、多くの企業・団体様のおかげで専用利用日数は増加することができました。この場を借りて御礼申し上げます。

令和 5 年度は更なる万代島多目的広場の利便性向上、みなとまち新潟のにぎわい創出のために、冬季期間の長期利用条件を設定しご案内申し上げます。専用利用をご検討の皆様は是非ご活用いただければ幸いです。

＜冬季期間長期利用（以下、「本長期利用」という。）条件＞

- 利用期間：冬季期間（令和 5 年 12 月～令和 6 年 2 月末）内、連続する 20～90 日間
- 利用種別：営利・非営利問わず可
- 利用場所：屋内広場半面（利用スペースを半面程度とし、場所は要相談とする。）
- 利用料金：25,200 円/1 日（屋内広場半面料金・冬季割引適用）
- 利用条件：本長期利用外の半面スペースでは一般利用を妨げないこと  
平日にも来場者が見込まれる催事を行うことが望ましい  
多くの市民が参加しやすい催事であること  
利用ガイドにおける注意事項など遵守できること  
上記を踏まえ催事内容に配慮すること  
※場合により、他者による専用利用の催事との調整にご協力ください。
- 受付期間：令和 5 年 2 月 1 日～3 月 31 日
- 質疑方法：令和 5 年 2 月 24 日までに下記問い合わせ先へメール送付をお願い致します。
- 回答方法：令和 5 年 2 月 28 日にすべての質疑に対し HP 上で回答します。
- 選考期間：令和 5 年 4 月 1 日～4 月 28 日 ※期間内でヒアリングをさせて頂きます。
- 申込方法：別紙申込書をご記入の上、下記連絡先までメール送付をお願い致します。
- 注意事項：本長期利用は 1 者に限らず、複数者の利用になる場合があります。  
事務室における除雪は正面入口のみになります。  
電気・水道・備品は別途費用となります。

＜問い合わせ先＞

万代島多目的広場事務室

（電話 025-278-8296、メール niigata.ookama@gmail.com）

万代島多目的広場事務室 宛

**冬季期間長期利用申込書**

申込者名	
担当者名	
住所	
電話	
メール	
利用期間	
利用日数	
催事名	
催事内容	

※催事内容の詳細は別紙企画書などのご提出も可となります。